

法教育における「ケアの倫理」の扱い

— 権威・責任・配分的正義を中心に —

野坂 佳生 (福井弁護士会・金沢大学名誉教授)

コールバーグが道徳性の認知的発達段階モデルにおいて前慣習～慣習～自律レベルへの段階的な道徳性の発達を主張し、普遍的な道徳原理として正義原理を最高レベルの第6段階に置いたのに対し、ギリガンは発達の領域特殊性と道徳の多元性を主張し、正義原理に対置される「もうひとつの声」であるケアの倫理は生活の中で形成される素朴理論として幼児にも認め得るとしてコールバーグを批判した。さらに、教育哲学者ノディングスは「ケアの倫理」を実践する学校教育の在り方として「ケアリング」を主張し、「ケアリングは公式によっては達成されない」から「本質的に、教科内容はそれ自体では伝わらない」としてリベラル・エデュケーション批判（教科教育批判）を展開した（ネル・ノディングス（佐藤学監訳）『学校におけるケアの挑戦—もう一つの教育を求めて』ゆみる出版・2007年）。

他方、我が国における法教育の研究と実践は主として教科教育（社会科教育）の枠内で行われてきており、本学会第2回学術大会（2011年）基調講演「正義とケアへの教育—たえずロールズとノディングスを顧みつつ」において川本隆史教授が提言された「ケアなき正義は空虚であり、正義なきケアは盲目である。」とのスローガンに基づく正義原理とケアの倫理の統合の試みが進展しているとは言えない状況にあるが、これは、正義原理がロールズの「正義の2原理」のような定式化（ノディングスの表現では公式化）を要求するのに対して、ケアの倫理の実践であるケアリングが「状況によって人によって異なる対応」を要請することによって定式化を拒絶することによって一因があるように思われる。

しかしながら、法律実務家は、状況によって人によって異なる「あるべき対応」を実定法規範の解釈によって（最後の手段としては信義則等の一般条項を用いて）正当化することにより具体的妥当性と法的安定性を両立させる必要があり、これはケアの倫理を定式化する作業（一般条項を援用する場合には信義誠実といった抽象的な価値概念を具体性の高い定式に類型化する作業）に他ならないから、必ずしもノディングスが言うように「ケアリングは公式によっては達成されない」わけではないと発表者は考えている。そして、このような問題意識のもとに改めてCCEの法関連教育カリキュラム“Foundations of Democracy”を再検討してみると、例えば、配分的正義問題の判断基準である「必要 (need)」「適性 (fitness)」「適格 (desert)」というEchoffの3基準のうち小学校低学年用テキストでは need だけが扱われているところ（教師用ガイドブックには“The discussion should help children understand the idea of need as a consideration in deciding who gets what.”とある。）、ケアの倫理の中心的な価値が need への応答であることに鑑みるなら、このことが「ケアの倫理は幼児にも認められる」というギリガンの主張と無関係なものとは考えにくい。また、同カリキュラムの「責任」単元の最終レッスンが責任競合の問題であることが「ケアの倫理に基づくモラルディレンマは実生活では責任競合問題として現れる」というギリガンの主張と無関係なものとは考えにくい。そして、もとより、CCE教材においては態度決定に際しての「判断の枠組み」は“Intellectual Tools”として「定式化」されている。本発表では、以上のようなCCE教材の再評価を足がかりとして、より一般的な「ケアの倫理の定式化」の可能性と具体的な方法論を検討したい。